仕　　様　　書

別添

１　委託業務名

食品・生活衛生施設管理システムの運用保守・維持管理業務

２　委託業務内容

（１）システムが稼動しているサーバー及び外付機器の定期保守点検（３か月に１回）及び臨時保守点検（必要に応じて随時）

（２）システム障害時の原因究明、復旧等の障害対策

（３）システムの軽微な変更及び修正

（４）システムの適切なセキュリティレベルの維持及び監視

（５）システムの欠陥による不具合修正（ただし、開発ソフトメーカー側の責めに帰すべき事由は除く。）

　（６）システムのインストール支援及びシステムに関する相談及び質疑応答

　（７）システム運用上、有用と思われる事項に関する情報の提供及び助言、提案等

３　食品・生活衛生施設管理システム（以下「システム」という。）の概要

下記の法令及び通知に基づき許可・届出された申請者及び施設の台帳データ保守、ふぐ処理師の台帳データ保守、監視履歴管理、許可証等印刷、統計処理及び各種検索機能を有しており、データを一元管理し、事務処理を行うシステムである。

＜関係法令＞

・理容師法（昭和２２年法律第２３４号）

・美容師法（昭和３２年法律第１６３号）

・興行場法（昭和２３年法律第１３７号）

・クリーニング業法（昭和２５年法律第２０７号）

・公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）

・墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）

・化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）

・水道法（昭和３２年法律第１７７号）

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）

・旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）

・食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）

・徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成２５年徳島県条例第５号）

・コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について

（昭和５８年３月２９日環指第３９号厚生省環境衛生局長通知）

　　・遊泳用プールの衛生基準について

（平成１９年５月２８日健衛発第０５２８００３号厚生労働省健康局長通知）

４　仮想サーバー情報

|  |  |
| --- | --- |
| 仮想マシン名称 | Fksydhdbs01 |
| サイト | データセンター（高松） |
| CPU | ２VCPU |
| メモリ | ８GB |
| HDD | Cドライブ／１００GB  Dドライブ／５０GB |
| OS | Windows Server 2012R2（64bit） |

５　成果品

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 納　入　期　日 |
| 運用保守・維持管理作業報告書 | 令和８年３月３１日 |
| システム変更及び修正済みプログラム | 甲乙協議の上、甲の指示する日 |

６　業務を行う時間及び場所

月曜日から金曜日までの午前９時から午後６時までとする。ただし、祝日及び受託者の定める休業日を除く。

　　場所は、徳島県危機管理部安全衛生課、企画総務部情報政策課行政ＤＸ推進室及び各保健所とする。

７　業務従事者

　　受託者は、この事業に係る業務従事者を選定して、徳島県に届け出ること。

８　業務の履行における留意事項

　（１）システムの変更及び修正等は、事前に徳島県と協議し承認を得ること。

　（２）契約条項のとおり、秘密の保持を守ること。

　（３）機器の保守点検等で徳島県からの要請があれば、協議の上必要に応じて報告を行うこと。

　（４）受託者は、業務従事者がこの委託業務に支障のないよう努めること。

９　その他

　（１）食品・生活衛生施設管理システムは、OS基本ソフトを「Windows server 2012」で、データ

・ベース基本ソフトは「SQL server 2014」を使用しているため、機能追加もこれに従うこと。

　（２）各種プログラムは「Access 2016」のVisual BASIC 言語及び「SQL　server 2014 Standard」

のT-SQL言語で可能な限り作成し、データ入力時は省力化できるものとすること。

　（３）本システムで作成したプログラムの著作権は徳島県が有するものであること。

（４）サーバー及びその周辺機器の修理費及び消耗品費は含まない。

（５）この仕様書に定めていない事項については、必要の都度、徳島県と受託者で協議して定める。

以上